

住宅用新エネルギー利用機器等設置費補助金

■対象機器・補助金額 以下の1～3全てを満たすこと



- 1 市内に事業所等を有する事業者（市内事業者）によって設置された
- 2 令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に、現在居住している個人住宅に設置した、又は設置されている住宅を購入した
- 3 その他工事ごとの条件・補助金額は以下のとおり

設置機器	条件	補助金額
家庭用蓄電池	国が平成28年度以降実施する補助事業における対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの。	20,000円×最大出力(kW) 上限額 5万円 ※100円未満切り捨て
住宅用強制循環式ソーラーシステム	集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯又は暖房を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの。又はこれに準じた性能を持つと認められるもの。	5,500円×集熱器面積(m ²) 上限額 3万円 ※100円未満切り捨て
住宅用自然循環式太陽熱温水器	集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行う太陽熱利用システムであって、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの。又はこれに準じた性能を持つと認められるもの。	3,000円×集熱器面積(m ²) 上限額 1万円 ※100円未満切り捨て
家庭用燃料電池 コージェネレーション システム (エネファーム)	<ul style="list-style-type: none">・1台当たり定格出力0.5～1.5kW発電可・貯湯ユニットの容量が50ℓ以上・燃料電池ユニット部排熱を蓄えられる・日本産業規格C8823に基づく総合効率がLHV基準80%以上	一律 5万円

■申請できるかた 以下の1～3全てを満たすこと

- 1 市内に住所がある（住基台帳に記録されている）
- 2 機器を設置する住宅の所有者であり、その住宅に現に居住している
- 3 市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）を滞納していない

※ 住宅の所有者が複数いる場合、所有者全員の同意と、所有者全員が市税等を滞納していないことが条件となります。

■申請の流れ

① 市内事業者から機器を購入・設置、代金の支払い



② 市役所に交付申請（受付は令和5年3月31日まで）

年度の予算に達し次第、
受付終了となります。



③ 交付決定・補助金交付（お振り込みまで、申請から4～5週間程度かかります）

■必要書類

- ① 交付申請書
※住宅所有者が複数いる場合、同意書も必要
- ② 設置代金の領収書・明細書のコピー
- ③ 設置した機器の仕様が分かるもの（見積書、契約書、カタログ等のコピー）
- ④ 機器の写真（設置前・設置中・設置後）
- ⑤ 委任状（代理のかたが申請する場合）
- ⑥ 補助金請求書・口座振替依頼書（シャチハタ不可）